

社会福祉法人寿老園老人ホーム 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備し、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 有機労働者を含む全職員の年次有給休暇の所得日数を1人当たり年間平均7日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 有給休暇の年間計画表の様式を作成し、計画的な取得を促す。
- 令和2年4月～ 年次有給休暇の所得状況を把握する。
- 令和2年4月～ 施設内会議などで周知を行う。

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

<対策>

- 令和2年4月～ 就業規則、育児・介護休業規程などの周知徹底と利用を促す。